

質問に係る回答

項目 番号	書類名称（項）	質問事項	回答
1	仕様書P 2	職務にふさわしい服装には明確な規定がありますか。特に髪色についてご教示下さい。	服装・髪色についての明確な規定はありません。保育園での勤務を踏まえて、常識的な範囲でお願いします。
2	仕様書P 2	業務区分について、「給食運営の総括」が受注者に○がついております。給食委託契約では業務がどのような内容であっても総括は発注者であること通例です。委託の有無に関わらず、最終的な責任等は発注者に発生すると存じますが、この「給食運営の総括」の解釈についてご教示下さい。	給食は「保育（食育）の一環」であるため、給食実施および運営全体の最終的な責任（安全・衛生管理の最終監督責任など）は、園に帰属するものと認識しております。仕様書における「給食運営の総括」は、次のとおり整理しております。 発注者（園）：給食運営方針の決定および全体の最終監督責任 受注者（委託業者）：受託業務の範囲内における、現場の指揮命令・労務管理・実務の遂行管理（業務総括）
3	仕様書P 2	嗜好調査は、どのような形式で年間何回実施されていますか？	現在、食育担当の保育士と栄養士、主任保育士等で「献立検討会」を月 1 回開催し意見交換を行っている。嗜好調査は、その中で保育士から聞き取りにより実施している。

質問に係る回答

項目 番号	書類名称（項）	質問事項	回答
4	仕様書P3, 6	食育活動について、想定されている内容や頻度をご教示ください。	年齢に応じて、野菜の型抜き、玉ねぎの皮むき、野菜の栽培、野菜スタンプ、おにぎり握り、そしゃく力を高める遊びなど、子どもの興味・関心や季節に応じて毎月いずれかのクラスで実施しています。
5	—	給食が不要な日（遠足等）や、夕方等に食事を出す日（お泊り等）年間何回ありますでしょうか？	給食が不要な日：遠足3回（5月、10月、2月）全園児 お泊り保育（夕食等提供）：1回（7月）年長のみ
6	仕様書P5	食材料の調達について 「地元業者や現在納入している業者をできる限り優先すること」とありますが、具体的な指定業者様があるのであればご教示下さい。発注書にとっても受注者にとっても非常に重要な項目であると拝察します。	現在の地元取引業者は、以下のとおりです。 野菜：桂商店、河原商店 精肉：(有)広瀬、くまもと和ぎゅうまつおか 米：俵山交流館萌の里 乳製品：熊本県酪農業協同組合

質問に係る回答

項目 番号	書類名称（項）	質問事項	回答
7	仕様書P5	食材料の調達について 「地元業者や現在納入している業者をできる限り優先すること」について、指定業者がある場合でも支払いサイトや支払い方法・請求書送付方法等は委託者のルールに合わせて頂く必要があるかと存じますが、その点へのご理解は貴園（貴村）も一緒に業者様へご説明頂けますでしょうか。	はい、ご指摘のとおり、既存の取引業者様がスムーズにご移行いただけるよう、当園（当村）も一緒に業者様へご説明等の対応をさせていただきます。
8	仕様書P9	配置人員について 在園児の保護者の方やその他園の関係者の方（現調理員様を除く）等から応募があった際の採用可否はすべて委託者一任で宜しいでしょうか。	貴社のルールに従って採用の可否は決定していただいてかまいません。
9	—	契約解除に関する内容や、社会情勢上看過できない理由での契約期間内での契約金額の変更等についての、期間や取り決めをご教示下さい	どちらか一方が契約期間内にやむを得ない事情により契約を解除する場合は、解約希望日の6か月以上前までに書面をもって相手方へ通知するものとします。 契約金額の変更等についても、社会情勢の急激な変化により契約金額での履行が困難となった場合、変更を希望する月の6か月以上前までに、理由となる客観的なデータを添えて書面にて申し出をしていただき、双方で協議を行い、合意した場合に限り変更を行うこととなります。

質問に係る回答

項目 番号	書類名称（項）	質問事項	回答
10	準備履行業務委託 仕様書P 1, 2	この期間、栄養士や調理業務責任者は、実際に作業を実施しますでしょうか。口頭で説明を受け、見学をするのみという認識で良いでしょうか。	業務開始に向けた引継ぎ等として見学や説明を受ける時間もございますが、基本的にはそれだけにとどまらず、厨房機器の試運転や調理の試作、動線およびアレルギー対応の確認など、実務に即した具体的な作業を実際に行っていただきたいと考えています。
11	準備履行業務委託 仕様書	この期間中に、作業等を行う場合その時の厨房内消耗品や洗剤等は発注者負担という認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。